

2026年度

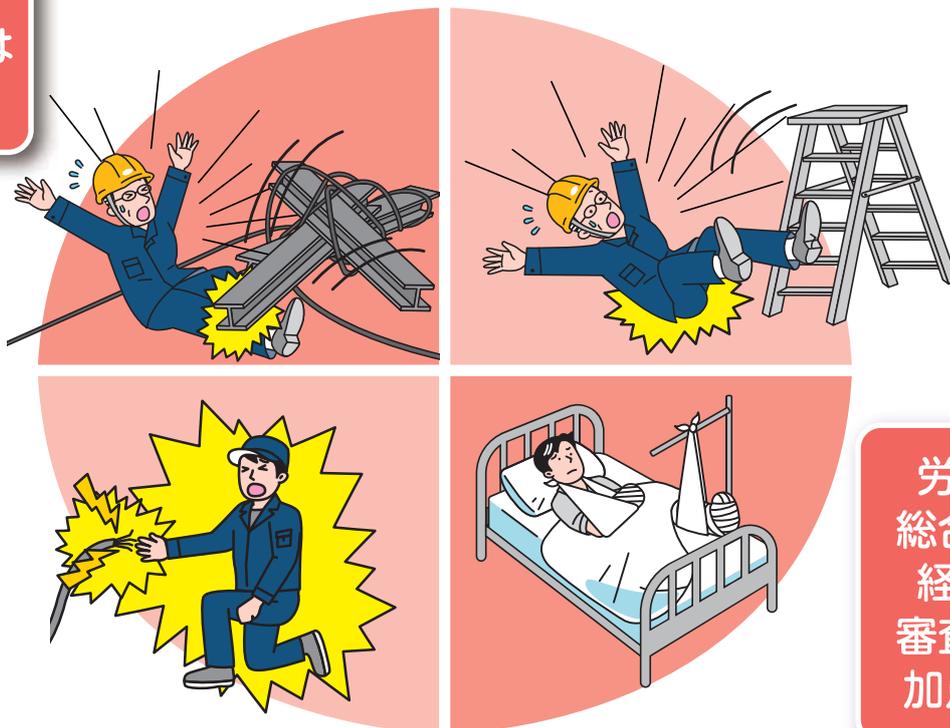
東海電友共済会

労働災害包括補償制度のご案内

労働災害総合保険

オプション 請負業者賠償責任保険

本制度は
自動継続では
ありません



労働災害
総合保険は
経営事項
審査制度の
加点対象!

労働災害総合保険
の特長

- (1) 年間のお支払い掛金(保険料+制度運営費)は、1口につき年間完成工事高1,000万円あたり、3,700円。(保険料3,500円、制度運営費200円)
保険料は全額損金算入できます。(2025年11月現在。今後の税制改定により変更となる場合がありますのでご注意ください。)
- (2) 最高4口まで加入できます。
- (3) 無記名式で、手続きが簡単です。
- (4) 通勤災害も補償します。
- (5) 経営事項審査制度の加点対象となります。
(2025年11月現在)

<加点対象となる労働災害総合保険の条件>

全ての工事について、以下の条件を満たしていること

- ①業務上災害と通勤災害のいずれも対象
- ②申請者の職員のみならず下請負人の職員も全て対象
- ③死亡および後遺障害等級1~7級までを対象

保険契約者 : 一般社団法人東海電友共済会
保険期間 : 2026年6月1日午後4時~2027年6月1日午後4時
加入対象者 : 東海電友共済会が運営する「災害補償」制度に加入している会員

■取扱代理店 : 一般社団法人東海電友共済会 浜松市中央区鴨江4-10-20 Tel 053-454-7340

■引受保険会社 : AIG損害保険株式会社 中部企業営業部 Tel 052-251-3178 (代表)

保険金のお支払い対象範囲 (全体像)

就業中の事故

労災事故

■ 労働災害総合保険

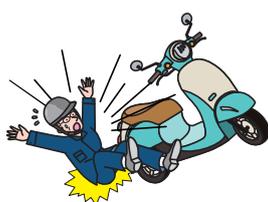
政府労災保険の上乗せ補償をお支払いします。
業務上・通勤途上における従業員等(被用者)の
労災事故が対象となります。

【事故例】

- ① 資材が崩れてきて従業員がケガをし、後遺障害
6級となった。
- ② バイクで通勤中に転倒、頭を強く打ち死亡した。



就業中の事故



通勤途上の事故

賠償事故

■ 請負業者賠償責任保険

オプション
任意加入

※対人事故のみの補償となります。

工事に関わる第三者への賠償事故を補償します。
工事中の賠償事故が対象となります。
保険の対象となる方に法律上の損害賠償責任が
発生する場合の事故が対象となります。

【事故例】

- 工事中に資材を落下させ、通行人にケガを
させた。



工事中の対人事故

ご加入期間 (保険期間 / 保険責任期間)

保険期間

2026年6月1日 (月) 午後4時から1年間

(中途加入も可能です。)

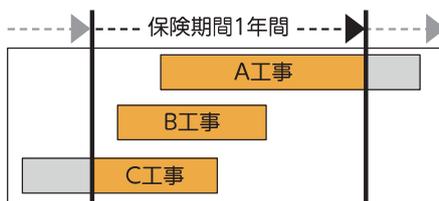
保険責任 期間

■ 保険責任期間: 保険期間 (1年間) 中に発生した事故が補償の対象となります。

● 対象となる期間 

● 対象とならない期間 

労働災害総合保険・請負業者賠償責任保険



お申込方法

- 所定の加入申込書に記名捺印のうえ、各組合(支部・支所)にお申込みください。

申込締切日

2026年4月30日 (木)

- 掛金は各支部、各支所へお支払いください。

労働災害総合保険の概要 (下請負人担保特約、通勤災害担保特約、保険料確定特約 等セット)

政府労災保険の上乗せ補償として保険金をお支払いします。
業務上・通勤途上における従業員等(被用者)の労災事故が対象となります。

1. 対象となる従業員等(被用者)の範囲

- 貴社事業所および貴社下請事業所の従業員全員
(臨時労働者、アルバイト、政府労災保険の特別加入者(海外派遣者を除きます。))も含まれます。)
- 期中に人数が増えた場合でも自動的に対象となり、ご報告いただく必要はございません。

2. お支払いする補償金(保険金)の内容

従業員等(被用者)が死亡した場合

死亡補償保険金(下記補償金額をご確認ください。)

従業員等(被用者)が後遺障害を被った場合

後遺障害補償保険金(下記補償金額をご確認ください。)

3. 補償金額(保険金額)

- 1口あたりの補償金額(保険金額)は次のとおりです。4口加入を限度とします。

政府労災等級		補償金額(保険金額)
死 亡		1,000万円
後 遺 障 害	1級	700万円
	2級	600万円
	3級	400万円
	4級	200万円
	5級	150万円
	6級	100万円
	7級	50万円
	8級	40万円
	9級	30万円
	10級	20万円

(注) 通勤災害担保(業務上災害と同額補償)(事業種類コード35・38)

- 上記補償金額(保険金額)は従業員1名あたりの金額です。人数による補償金額総額の制限はありません。

4. 年間のお支払掛金(保険料+制度運営費)

年間完成工事高1,000万円*あたり、1口につき3,700円

(この掛金のうち3,500円が保険料、200円が制度運営費となっています。)

*年間完成工事高が1,000万円未満の場合は1,000万円に切上げとします。

中途加入の場合の保険料および制度運営費は、ともに月割(それぞれ1円単位四捨五入し10円単位)となります。

5. 必ずご確認ください

- 保険金のお支払いは、労災保険法等で給付が決定した場合に限ります。ただし、災害補償規定がある場合は、規定で定める金額を上限とします。
- 保険料算出基礎となる年間完成工事高は告知事項です。加入申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。
- 被保険者の事業について、労災保険法等の保険関係が成立していることが必要です。

工事に起因する第三者への賠償事故を補償します。工事中の対人事故が対象となります。

1. 対象となる被保険者の範囲

- ①貴社 (記名被保険者) ②貴社の役員および使用人 ③貴社の下請負人 ④貴社の下請負人の役員および使用人
 ※②③④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象 (被保険者) となります。

2. お支払いする補償金 (保険金) の内容

- 保険期間中に発生した次の①または②に起因する対人事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。①仕事の遂行 ②仮設施設

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者 (損害賠償請求権者) に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 (訴訟、仲裁、調停、和解等) のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
協力費用	引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用

※支出にあたり、事前に引受保険会社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

※賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず引受保険会社とご相談のうえ、交渉をおすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできない事があります。

※本保険では、引受保険会社が保険の対象となる方に代わり示談交渉を行うことはできません。

3. 保険金額 (対人事故のみの補償となります。)

保険金額 (お支払限度額)		自己負担額	縮小支払割合
対人事故	1名	1,000万円	なし
	1事故		
		1事故	0円

4. 年間のお支払掛金 (保険料)

年間完成工事高	保険料 (1円の位を四捨五入し10円単位とします。)
～2億円以下の場合	年間完成工事高* × 0.31
2億円超～5億円以下の場合	(年間完成工事高* × 0.55 + 90,000) × 0.31
5億円超～10億円以下の場合	(年間完成工事高* × 0.31 + 210,000) × 0.31

*年間完成工事高は千円単位とします。

※10億円超の場合は引受保険会社へお問い合わせください。

※被保険者の最近の会計年度における完成工事高で計算を行い、保険期間終了後の保険料の精算はありません。

5. 必ずご確認ください

- 保険料算出基礎となる年間完成工事高は告知事項です。加入申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。

重要事項説明書

■保険商品についての重要な情報を記載しています。ご加入に際しては、一般社団法人東海電友共済会のホームページよりご確認ください。

<http://www3.tokai.or.jp/denyukai/>



- 当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にご加入いただけません。また、団体の構成員でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。
- このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、制度引受保険会社のパンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

取扱代理店

一般社団法人東海電友共済会 担当：柴田・和久田

〒432-8023 浜松市中央区鴨江4-10-20

TEL.053-454-7340 FAX.053-454-3821

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

引受保険会社 **AIG損害保険株式会社** 中部企業営業部